

「蛇口をひねれば水道水が出来る生活」を

今後も維持していくために③

本市市の水道事業は、広報2月号と3月号でもお知らせしましたように、老朽化した水道施設の耐震化や更新を進め一方、給水収益は減少し続けていることから、これまで以上に厳しい経営状況が続くことが予測され、経費削減などの経営改善の取り組みをさらに進めて、なお不足する費用については水道料金から捻出せざるを得ません。

そこで、平成29年8月から学識経験者や水道利用者の代表、公募市民で構成する「鳴門市水道事業審議会」に本市の実情に即した水道料金のあり方について諮問し、審議していただいておりましたが、この度、意見がまとまり、審議会から答申を受けました。今回は、その審議会の答申内容などについてお知らせします。

問 市企業局水道企画課 ☎ 088-685-3330

答申書には、答申内容のほか、水道料金の改定にあたっての留意事項として附帯意見が付せられました。

【答申内容】

1 改定期間

料金改定の時期が遅くなるほど料金改定率が高くなることから、水道利用者への適切な周知期間を設けた上で、可能なかぎり早期に改定することが望ましく、改定期間は平成31年度当初とすることが妥当。



市企業局長へ答申する玉有審議会会長

- ③料金体系の見直しの検討
- 基本料金は水道施設の維持管

2 算定期間
料金算定にあたり、水道サービスなどにかかる原価を積算する期間である料金算定期間は、水道料金の安定性や公平性などを考慮し、平成31年度から35年度までの5年間とすることが妥当。

3 改定期率
料金算定は、地方公営企業法などで適当とされ、多くの事業体でも採用されている総括原価方式によることとし、鳴門市水道事業ビジョンの收支見通しや近隣事業体の料金水準、利用者負担などを総合的に勘案して、平均改定期率を20%程度とすることが妥当。

4 料金改定の周知
料金改定に当たっては、改定の必要性などについての利用者の理解が不可欠であることから、料金改定の必要性や内容などについて十分に周知すること。

5 料金のさらなる精査
水道事業審議会からの答申を受けて、市が料金改定を実施するに当たっては、最新の経営状況などにより精査すること。
また、昭和59年以来、30年以上経過しての改定となることから、利用者の負担に配慮した改定が望まれる。

①経営の合理化への取り組み
水道事業の経営に当たっては、これまでの経営努力などどまるところなく、今後もさらなる経営の合理化や効率化に努めること。
②収益の増加に向けた取り組み
あらゆる収入について增收の検討を行うとともに、市全体の取り組みとして、市の魅力を高めることによる人口増加策や企業誘致策など他部局との連携を図り、料金収入の増加につながる施策を推進すること。

理などの固定費や検針・集金関係費などの需要家費の財源となり、一定の水準を維持しなければならないことから、安定的な収入確保が求められる。
今後、水需要がさらに減少すると予測されることから、将来を見据えた安定的な料金収入を図るため、長期的なビジョンを持ち、基本料金と従量料金の割合の見直しを検討すること。

今後、水需要がさらに減少すると予測されることから、将来を見据えた安定的な料金収入を図るため、長期的なビジョンを持ち、基本料金と従量料金の割合の見直しを検討すること。

料金改定にあたり、水道サービスなどにかかる原価を積算する期間である料金算定期間は、水道料金の安定性や公平性などを考慮し、平成31年度から35年度までの5年間とすることが妥当。

料金算定は、地方公営企業法などで適当とされ、多くの事業体でも採用されている総括原価方式によることとし、鳴門市水道事業ビジョンの收支見通しや近隣事業体の料金水準、利用者負担などを総合的に勘案して、平均改定期率を20%程度とすることが妥当。

水道事業審議会からの答申を受けて、市が料金改定を実施するに当たっては、最新の経営状況などにより精査すること。
また、昭和59年以来、30年以上経過しての改定となることから、利用者の負担に配慮した改定が望まれる。

なお、給水収益の推移や施設の更新・耐震化などの諸課題を踏まえ、改定後も状況に応じて水道料金水準の妥当性を確認し、適切な対応を図ること。

鳴門市水道事業審議会
水道事業の経営や事業計画、水道料金の改定に関する重要な事項について調査審議するため、企業局長の附属機関として「地方公営企業法第14条」および「鳴門市附属機関設置条例」に基づき、平成27年4月に鳴門市水道事業審議会を設置したものです。審議会の委員は、「学識経験者」「水道使用者」「公募による市民」などで、15人以内の

平成29年8月に企業局長から「水道料金のあり方について」審議会に諮問し、審議会では以後平成30年5月まで計5回にわたり審議し、意見がまとまったことから5月30日に答申書をいたしました。

水道事業審議会の委員は、「学識経験者」「水道使用者」「公募による市民」などで、15人以内の

※水道事業審議会の審議概要や今回の答申書は市公式ウェブサイトに掲載しています。

水道事業に関する地区説明会を開催

市では、水道事業の現状や課題、「水道料金のあり方について」の水道事業審議会の答申内容などについて、各地区自治振興会单位で説明会を下表のとおり実施します。

地区名	日 時	場 所
木津神	7月5日(木)午後7時30分～	木津元村集会所
中 央	7月31日(火)午後7時～	渦潮ふれあい館
斎 田	7月12日(木)午後7時～	斎田集会所
黒 崎	7月8日(日)午後7時～	黒崎集会所
桑 島	7月1日(日)午後7時～	桑島老人憩いの家
川 東	7月13日(金)午前10時～	川東公民館
里 浦	7月27日(金)午後7時～	里浦公民館
大 津	7月24日(火)午後7時～	大津中央公民館
鳴門東	7月1日(日)午後6時～	鳴門東地区コミュニティセンター
鳴門西	7月2日(月)午後7時30分～	鳴門公民館
北 灘	調整中(決定次第、市公式ウェブサイトに掲載します。)	北灘公民館
堀 江		堀江公民館
板 東	7月28日(土)午後7時～	板東公民館
全地区	8月1日(水)午後7時～	市消防本部3階会議室

※瀬戸地区での説明会は6月28日に開催しました。

市では、水道事業の現状や課題、今回の審議会からの答申内容について市民の皆さん 의견をいたくための各地区説明会を実施するとともに、審議会の答申を十分考慮し、市として水道料金の改定内容や実施時期などについて検討し、改定に必要な条例改正の手続きを行っています。今後も、安全で安心な水道水を安定してお届けするため、より効率的な経営に努めますので、市民の皆さんの水道事業へのご理解とご協力をお願いします。

市の今後の取り組み

私たちの人権問題

『人権尊重のまち 鳴門』をめざして いのち ～生命を大切にする気持ちをはぐくもう～

問 市教育委員会生涯学習人権課 ☎088・686・8803 市役所人権推進課 ☎088・684・1148

一人ひとりの人権が尊重される「人権尊重のまち 鳴門」を実現していくためには、私たち自らが人権尊重の担い手であることを認識し、人権問題を自分の問題として捉え、その解決のために主体的に取り組むことが大切です。

そのためにも、今一度「生命」について考えてみましょう。

私たちは、「すべての生命はかけがえのない大切なものである」ことを知っています。自分の生命を大切にし、それと同じように相手の生命を大切にすることは、相手を思いやり、認め合い、そして人権を尊重することにつながります。

だからこそ私たちは、自分自身や自分の周りにいるすべての人の生命が、いかに大切であるかをしっかりとと考え、思いやりや助け合う気持ちを持ちながら、生活していくなければなりません。

現在、鳴門市では、こうした人権啓発活動の一つの取り組みとして小学生を対象とした「人権の花運動」を行っています。

この運動は、子ども達が協力して花苗を植え付け、育てることにより「生命の大切さ」や「相手への思いやり」、お互いが協力して「助け合う」という人権尊重思想をはぐくんでいくための取り組みです。

子ども達は、花を育てることにより、生命に対する愛情が生まれ、花が咲いたことに喜び、または、枯れてしまったことを悲しむといった経験を通して「生命の大切さ」について学びます。それとともに、協力してくださる地域の人々との交流を通して、人と関わりつながる大切さについても学ぶことにより、自分や周りの人が、ともにかけがえのない大切なものであるとの認識を深めていきます。

私たちも日常生活のさまざまな機会を通して、一人ひとりが生命を大切にする気持ちを持って、お互いがかけがえのない存在であることを認め合い行動できるよう、**自分の身近な生活から見つめ直し、「人権尊重のまち 鳴門」の実現**とともにめざしていきましょう。

